

## 宇都宮市サービス付き高齢者向け住宅整備促進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市の交付する「サービス付き高齢者向け住宅整備促進事業補助金」(以下「補助金」という。)については、宇都宮市補助金等交付規則(昭和41年規則第22号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (目的)

第2条 この要綱は、本市にサービス付き高齢者向け住宅を新設する事業者等に対し、国土交通省のサービス付き高齢者向け住宅整備事業補助金(以下「国の補助金」という。)に上乗せして補助金を交付することにより、サービス付き高齢者向け住宅の整備を促進することを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) サービス付き高齢者向け住宅 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第5条第1項に規定されるサービス付き高齢者向け住宅をいう。
- (2) 居住誘導区域 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第81条第1項の規定により作成する宇都宮市立地適正化計画(以下「立地適正化計画」という。)において、同条第2項第2号の規定により定める居住誘導区域をいう。
- (3) 都市機能誘導区域 立地適正化計画において、都市再生特別措置法第81条第2項第3号の規定により定める都市機能誘導区域をいう。
- (4) 高次都市機能誘導区域 前号の都市機能誘導区域のうち、立地適正化計画において定める高次都市機能誘導区域をいう。

### (補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることのできる者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) サービス付き高齢者向け住宅を新たに新築し、又は既存建物(現在サービス付き高齢者向け住宅であるものを除く。)をサービス付き高齢者向け住宅として改修する事業者等であること。
- (2) 市税を滞納していないこと。

### (補助対象住宅)

第5条 補助金の交付の対象となる住宅(以下「補助対象住宅」という。)は、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 所在地の全部又は一部が高次都市機能誘導区域，都市機能誘導区域，居住誘導区域のいずれかに含まれていること。
- (2) 市にサービス付き高齢者住宅として登録していること。
- (3) 国の補助金の交付決定を受けていること。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は，居住部分の床面積1平方メートルにつき1万円とする。

- 2 高次都市機能誘導区域に立地する場合は，住戸1戸につき，20万円を加算する。
- 3 補助金額の上限は，国の補助金と合計して，サービス付き高齢者向け住宅の建設等に係る額の10分の1までとする。

(交付の申請等)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は，宇都宮市サービス付き高齢者向け住宅事業登録制度実施要綱第18条第1項第2号に基づき実施する検査完了の日から1か月以内に，次に掲げる書類又はこれらの写しを添えて，補助金交付申請書兼請求書を市長に提出しなければならない。ただし，当該期限内に提出できない特別な理由があると市長が認める場合は，この限りでない。

- (1) 工事請負契約書又は売買契約書
- (2) 国の補助金の額の確定通知書
- (3) 市税完納（納税）証明書

(4) 前3号に掲げるもののほか，その他参考となる事項を記載した図書

- 2 前項各号に掲げる書類の提出については，市長が公簿等により必要な情報を確認できる場合には，該当するものの提出を省略することができる。
- 3 市長は，第1項に規定する申請者から補助金交付申請書兼請求書等の提出を受けたときは，規則第12条の規定により実績報告があったものとみなす。

(交付の決定等)

第8条 市長は，前条の規定による申請があったときは，速やかにその内容を審査し，必要に応じて現地調査を行い，適当と認めるときは，補助金の交付を決定し，補助金交付決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

- 2 市長は，前項の規定により補助金の交付を決定したときは，規則第13条の規定により補助金の額を確定したものとみなし，同条に規定する補助金の額の通知については，前項に規定する通知によりなされたものとみなす。
- 3 市長は，第1項の規定により補助金の交付を決定したときは，申請者から規則第15条第3

項の規定により補助金の交付を決定したときは、申請者から規則第15条第3項の規定により書類の提出があったものとみなし、同条第1項の規定により、補助金の支払を行うものとする。

4 市長は、第1項に規定する審査の結果、適当でないと認めるときは、補助金不交付決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消)

第9条 市長は、交付決定者が次のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定及び交付額の確定を取り消すことができるものとする。

- (1) 規則その他関係法令に反したとき
- (2) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

2 市長は、前項の規定による取消を行った場合は、交付決定取消通知書により、申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第10条 市長は、補助金交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、当該取消しに係る補助金の返還を命じるものとする。

2 補助金の交付の決定を取り消した場合の補助金の返還額は、交付決定を受けた日から補助金交付決定の全部又は一部を取り消した日までの期間の年数に応じて、補助金の交付決定をした額を10で除して得た金額に、事業期間が10年に満たない期間の年数（1年に満たない部分があるときは、これを切り上げる。）を乗じた金額とする。

(財産処分の制限等)

第11条 補助の対象となったサービス付き高齢者向け住宅について、補助金の交付を受けた者が補助金の交付の決定日から10年に満たない期間までに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、又は貸し付けようとするときは、財産処分承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による財産処分承認申請書の提出があったときは、内容を審査の上、適当と認められるときは、当該申請に係る財産処分を承認し、補助金の交付を受けた者に対して財産処分承認書を送付するものとする。

3 市長は、前項の承認をした場合において、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を市に返還させることができる。この場合における補助金の返還額の算出については、前条第2項の規定を準用する。

(様式)

第12条 この要綱に規定する申請書等の様式は、別に定める。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

制定文（令和4年3月30日告示第108号）

令和4年4月1日から適用する。

改正文（令和7年2月7日告示第41-2号）

令和7年2月7日から適用する。